## 黒滝村あふれる緑のふるさと寄付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、黒滝村あふれる緑のふるさと寄付条例(以下「寄付条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (寄付金の受け入れ等)

- 第2条 寄付金は、寄付申出書(様式第1号)により受け入れるものとする。
- 2 村長は、寄付の申し出又は収受した寄付金が公序良俗に反するものと思料 される場合は、受け入れを拒否し、若しくは収受した寄付金を返還すること ができる。
- 3 村長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定の理由及び経 過を記録しなければならない。

## (寄付金台帳の作成)

- 第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号) を作成しなければならない。
- 2 村長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。